

山梨県公報

第千六百十四号

平成十七年

十月二十七日

木 曜 日

目 次

鳥獣保護区の指定	七二九
休猟区の指定	七三一
銃猟禁止区域の指定	七三四
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区の指定	七三七
土地収用事業の認定(二件)	七三八
企業局	
山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程	七四一
その他	
一般競争入札について(二件)	七四一

告 示

山梨県告示第五百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成十七年十月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 鳥獣保護区の名称

秩父連峰鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

北杜市須玉町小尾地内のヨシモト林道と山梨県・長野県境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を東、南、東及び北東に進み山梨県・埼玉県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び北東に進み山梨県・東京都境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進しヨモギ尾根との接点に至り、同所から同尾根を南西に進み奥後山三角点(標高千四百六十六・四メートル)に至り、同所から同山を源頭とするハシカキ沢を南西に進み後山川との合流点に至り、同所から同川を南進

し御岳沢(前飛竜東斜面)との合流点に至り、同所から同沢を北西に進み同沢源頭の前飛竜(標高千九百五十四メートル)に至り、同所から前飛竜稜線を北進し飛竜山・前飛竜最低鞍部に至り、同所から同鞍部を源頭とする御岳沢(前飛竜西斜面)を南西に進み大常木谷との接点に至り、同所から同谷を南西に進みモリ尾根最高点(標高千五百三十二メートル)から南東に延びる尾根との接点に至り、同所から同尾根を北西に進みモリ尾根最高点に至り、同所から同最高点を源頭とし竜バミ谷に合する沢を北西に進み竜バミ谷との合流点に至り、同所から同谷を北進し東京都水道局水源林管理歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し将監峠に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を南西に進み東京都水道局水源林管理歩道との接点に至り、同所から同歩道を道なりに北西に進みヤブ沢峠に至り、同所から北西に直進し井戸の沢に架かる沓切沢橋に至り、同所から井戸の沢を北西に進み中の沢との合流点に至り、同所から中の沢を北西及び北東に進みナメラ沢との合流点に至り、同所からナメラ沢を北西に進み県有林第六十一林班・私有林境界線に至る尾根との接点に至り、同所から同尾根を南西に進み県有林第六十一林班・私有林境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び南に進み久渡沢との接点に至り、同所から同沢を西進し笛吹川との合流点に至り、同所から同川を北西に進み西沢との合流点に至り、同所から同沢を南西に進みアザミ沢との合流点に至り、同所から同沢を北西に進み本谷治山運搬路との交点に至り、同所から同運搬路を道なりに西進し県営黒金山林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに南西に進み県営鶏冠山林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに南西に進み県営川上牧丘林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに南進し倉沢北沢に至る作業道との接点に至り、同所から同林道を道なりに南進し倉沢北沢に至る作業道との接点に至り、同所から同作業道を北西に進み倉沢北沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み荒川との合流点に至り、同所から同川を南西に進み甲府市有林第十三林班む小班・ま小班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し同市有林第十三林班む小班・く小班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北及び西に進み金峰山登山道との交点に至り、同所から同登山道を南西に進み甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を南西に進み精進川との交点(竜の平橋)に至り、同所から同川を南西に進み荒川との合流点に至り、同所から同川を南及び西に進み県営奥仙丈林道との交点(上黒平橋)に至り、同所から同林道を西進し甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北東に進み大株沢との交点に至り、同所から同沢を北西に進み甲府市有林第一林班・第二林班境界線との接点(同沢源頭)に至り、同所から同境界線を北東に進み甲府市有林第一林班・第三林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し甲府市営池ノ平林道との交点に至り、同所から同林

道を北進し県営観音峠大野山林道に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北進し県営観音峠大野山林道との接点に至り、同所から同林道を北及び北西に進み県営本谷釜瀬林道との接点に至り、同所から同林道を北東及び北西に進み塩川との交点に至り、同所から同川を北西に進み釜瀬川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み県営黒森林道との交点に至り、同所から同林道を道なりに北西に進みヨシモト林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

一万三千三百八十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、瑞牆山（標高二千二百三十メートル）、金峰山（標高二千五百九十九メートル）、国師ヶ岳（標高二千五百九十一メートル）、甲武信ヶ岳（標高二千四百七十五メートル）等を中心とし、雲取山（標高二千七十七メートル）に至る亜高山帯の地域である。自然公園法による国立公園（秩父多摩甲斐）の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、カモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、瑞牆山から雁坂嶺付近まではシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達する。雁坂嶺付近から雲取山には、クリ、ミズナラ、ヤマボウシ、ブナ等の広葉樹林や、ウラジロモミ、コメツガ、カラマツ等の針葉樹林が発達し、カワラマツバ、ススキ群落もみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン、タヌキ、イタチ等、また、小型哺乳類ではオコジョ、ヤマネ、ヒメネズミ等が確認され、鳥類では、ルリビタキ、ヒガラ、ホシガラス、シジュウカラ、マヒワ、イワツバメ等がみられる。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

二 鳥獣保護区の名称

二一 四尾連湖鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西八代郡市川三郷町四尾連地内の通称丸尾根と山道の交点（子安神社）を起点とし、同所から同山道を北進し嶺山道との接点（四尾連峠）に至り、同所から同嶺山道を東進し県道四尾連湖公園線起点と蛾ヶ岳とを結ぶ登山道との接点に至り、同所から同登山道を西及び南に進み県道四尾連湖公園線起点に至り、同所から同県道を南進し通称丸尾根との接点に至り、同所から同尾根を西進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

四十・五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、四尾連湖を中心とする地域であり、周囲を標高千メートル程の山々に囲まれている。県立自然公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれている地域である。

当該地域の植生は、湖の北側はクリ、ミズナラ等の、湖の南側はクヌギ、コナラ等の広葉樹林が発達する。東側にはハクウンボク及びイヌブナの林がみられ、西側にはアズマネザサ、ススキ群落もみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のイノシシ及びツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のタヌキ、ハクビシン等、また、小型哺乳類ではアズマモグラ、ニホンリス、ヤマネ、アカネズミ、アズマコウモリ等が確認され、鳥類では、カルガモ、ヒヨドリ、キビタキ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カケス等がみられる。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について普及啓発に努める。

三 1 鳥獣保護区の名称

都留いきものふれあいの里鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

都留市大幡地内の県道高畑谷村停車場線の一之橋西詰めを起点とし、同県道を西進し市道高畑三ツ峠線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み大幡川に架かるけいごや橋に至り、同所から同川左岸を南西に進み東京電力株式会社西群馬幹線送電線との交点に至り、同所から同送電線を北西に進み同送電線第二百二十六号鉄塔に至り、同所から同送電線を北西に進み同送電線第二百二十五号鉄塔を経て同送電線第二百二十四号鉄塔に至り、同所から同送電線第二百二十三号鉄塔に向かい直進し同送電線第二百二十三号鉄塔と第二百二十四号鉄塔の間で通称トヨの沢との交点に至り、同所から同沢を東及び南に進み旧宝鉦山資材運搬道路との交点に至り、同所から同道路を南及び東に進み県営林道黒野田線との接点に至り、同所から同林道を南東及び北に進み赤井沢川に架かる赤井沢橋西詰に至り、同所から同川右岸を南東に進み大幡川との接点に至り、同所から同川左岸を南西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

六十ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、三ツ峠と鶴ヶ鳥屋山に囲まれた山間の地域で、鳥類、小動物、昆虫及び植物が数多く生息している地域である。この地域内に、平成五年十月都留市により、自然観察及び体験学習を通じて自然のしくみについて理解を深め、自然保護思想の普及を図ることを目的とし、人と自然とのふれあいの場として、「都留いきものふれあいの里」が建設された。

当該地域の植生は、主にアカマツ林となっており、川沿いにはツルヨシ群集がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のキツネ、イタチ、タヌキ等、また、小型哺乳類ではシマリス、ヤマネ、アカネズミ、コキクガシラコウモリ、ヤマコウモリ等が確認され、鳥類では、クマタカ、トビ、イワツバメ、ヒガラ等がみられる。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について普及啓発に努める。

山梨県告示第五百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成十七年十月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 休猟区の名称

白根休猟区

二 休猟区の区域

南アルプス市塩前地内の南アルプス市・韮崎市境界線と南アルプス市道白根二二二号線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み塩沢川にかかる桃源郷橋を経て南アルプス市道源六十号線との接点に至り、同所から同市道を東及び南東に進み御勅使川にかかる南甘利山橋を経て県道竜王芦安線との接点塩沢入口交差点に至り、同所から同県道を南西に進み御勅使川にかかる日入倉橋を経て南アルプス市須沢・同市芦安芦倉境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み南アルプス市・韮崎市境界線との接点（千頭星山三角点・標高二千三百三十八・五メートル）に至り、同所から同境界線を北、東及び南東に進み起点に至る一団地

三 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

四 面積

千五百六十一ヘクタール

二 休猟区の名称

源次郎岳休猟区

二 休猟区の区域

塩山市中萩原地内の県道塩山停車場大菩薩嶺線と市道中萩原四十二号線との接点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道中萩原四十三号線との接点に至り、

同所から同市道を南東に進み塩山市菅大藤林道との接点に至り、同所から同林道を南東に進み下日川峠に至る尾根との接点に至り、同所から同尾根を東及び南東に進み県営砥山林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに東進し県道大菩薩初鹿野線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み塩山市・東山梨郡勝沼町境界線との接点に至り、同所から同境界線を西及び北西に進み鬻柳川との接点に至り、同所から同川を西進し恩若峯に至る尾根との接点に至り、同所から同尾根を北進し農道中萩原七十六号線との接点に至り、同所から同農道を北進し農道中萩原九十八号線との接点に至り、同所から同農道を西進し農道中萩原十一号線との接点に至り、同所から同農道を北西に進み農道中萩原十五号線との接点に至り、同所から同農道を北西に進み市道下萩原二十二号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道中萩原四十二号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道中萩原三十四号線との接点に至り、同所から同市道を北進し県道塩山停車場大菩薩嶺線との接点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

千七百二十五ヘクタール

三一 休猟区 の名称

切差休猟区

2 休猟区 の区域

山梨市水口地内の山梨市水口・山梨市牧丘町西保下境界線と山梨市菅水口林道に至る山道との交点（桜峠）を起点とし、同所から同山道を南西に進み山梨市菅水口林道との接点に至り、同所から同林道を南進し農道C九十九号線との接点に至り、同所から同農道を南及び東に進み山梨市菅神峰沢林道との接点に至り、同所から同林道を南西に進み神峰沢との接点に至り、同所から同沢を南西に進み棚山三角点（標高千七百七十一・〇メートル）を経て山梨市・笛吹市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み山梨市・甲府市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西、北東、北西、南西及び北西に進み県営水ヶ森林道との交点に至り、同所から同林道を道なりに北西及び北東に進み山梨市切差・山梨市牧丘町牧平境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東及び東に進み山梨市水口・山梨市牧丘町牧平境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び北東に進み山梨市水口・山梨市牧丘町西保下境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

千三百五十八ヘクタール

四一 休猟区 の名称

豊富休猟区

二 休猟区 の区域

東八代郡豊富村全域

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

千三百五十八ヘクタール

四一 休猟区 の名称

豊富休猟区

二 休猟区 の区域

東八代郡豊富村全域

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

千三百五十八ヘクタール

五一 休猟区 の名称

市川三郷休猟区

二 休猟区 の区域

西八代郡市川三郷町落居地内の町道落居細久保割石線と町道落居割石線との接点を起点とし、同所から同町道を北進し県道市川大門下部身延線との接点に至り、同所から同県道を北進し町道芦久保近萩線との交点（新万年橋）に至り、同所から同町道を南東及び東に進み町道帯那芦久保線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み県道四尾連湖公園線との接点に至り、同所から同県道を北東及び南に進み山道との接点（市川東小学校北詰）に至り、同所から同山道を東進し沢との交点に至り、同所から同沢を東進し伝端（標高八百九十二・五メートル）に至り、同所から尾根伝いの登山道を北東及び南東に進み四尾連峠及び小高山（標高千二百二十八メートル）を経て蛾ヶ岳（標高千二百七十九・六メートル）に至り、同所から西八代郡市川三郷町・南巨摩郡身延町境界線を南西及び西に進み同郡身延町嶺地区に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を北進し町道岩下寺所四尾連湖線との接点に至り、同所から同町道を南進し同郡市川三郷町五八に通じる山道との接点に至り、同所から同山道を北西及び西に進み町道落居五八線との接点に至り、同所から同町道を北西及び南に進み町道落居五八線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み町道落居愛郷橋神有線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み町道落居細久保割石線との接点に至り、同所から同町道を北西及び北に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

九百四十八・六ヘクタール
六 休猟区の名称

行田休猟区

2 休猟区の区域

県有林第二十五林班から第二十八林班まで、第二十九 林班、第二十九 林班、第三十 林班、第三十 林班、第三十一 林班、第三十一 林班、第三十二 林班、第三十二 林班、第三十三林班¹、ろ¹からろ³まで、は¹からは⁴まで、に¹からは⁶まで、口、八及び二小班、第三十四林班、第三十五林班、第三十八林班¹からは³まで、に¹からは⁴小班まで、第三十九林班¹からい⁴まで、ろ¹からは⁶まで、は¹からは⁸まで、口及び二小班並びに第四十三林班

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

三千八百二十一・三ヘクタール

七 休猟区 of 名称

石空川左岸休猟区

2 休猟区 of 区域

北杜市武川町柳沢地内の大武川と石空川との合流点を起点とし、同所から石空川を南及び南西に進み石空川北沢と同南沢との合流点に至り、同所から尾根を北西に進み三角点（標高千八百九十七・七メートル）に至り、同所から一ノ沢を北西に進み大武川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

千四ヘクタール

八 休猟区 of 名称

瀬戸北休猟区

2 休猟区 of 区域

大月市七保町深城地内の県営真木小金沢林道新小金沢橋西詰を起点とし、同林道を西進しシオジ沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み葛野川との接点に至り、同所から尾根を北進し白草ノ頭（標高千三百二十六・三メートル）に至り、同所から沢を北東に進み土室川との接点に至り、同所から北東に約二百五十メートル直進し沢との合流点に至り、同所から同沢を北進し牛の寝（標高千三百九・六メートル）に至り、同所から大月市・北都留郡小菅村境界線を東進し大マテイ山三角

点（標高千四百九・二メートル）に至り、同所から同境界線を南東に進み国道百三十九号松姫峠及び奈良倉山三角点（標高千三百四十八・九メートル）を経て標高点（標高千二百三十八メートル）に至り、同所から大月市・上野原市境界線を南西及び南に進み佐野峠を経て三角点（千二百三十四・七メートル）に至り、同所から同境界線を約千三百メートル南東及び南に進み大月市七保町瀬戸地内に通じる山道との接点に至り、同所から同山道を南西に進み葛野川を渡り国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み大月市道新深城線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

二千四十四ヘクタール

九 休猟区 of 名称

小菅休猟区

2 休猟区 of 区域

北都留郡小菅村・大月市境界線と国道百三十九号との交点（松姫峠）を起点とし、同所から北都留郡小菅村・大月市境界線を北西に進み大マテイ山（標高千四百九・二メートル）に至り、同所から同境界線を約千五百メートル西進し山道との接点に至り、同所から同山道を北進し県道大菩薩峠線との接点に至り、同所から同県道を東進し県道上野原丹波山線との接点に至り、同所から同県道を東進し国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み県道上野原丹波山線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み鶴峠を経て鶴川との交点に至り、同所から同川を南進し小菅村・上野原市境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し北都留郡小菅村・大月市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み奈良倉山（標高千三百四十八・九メートル）を経て起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

千七百十五ヘクタール

十 休猟区 of 名称

道志長又休猟区

2 休猟区 of 区域

南都留郡道志村神地地内の国道四百十三号と県道都留道志線との接点を起点とし、同所から同国道を南西に進み南都留郡道志村・南都留郡山中湖村境界線との交点

に至り、同所から同境界線を北西に進み都留市・南都留郡道志村・南都留郡山中湖村境界線との接点付近で通称御正体山登山道との接点に至り、同所から同登山道を北進し御正体山（標高千六百八十一・六メートル）に至り、同所から同登山道を北東に進み岩下ノ丸（標高千三百三・九メートル）を経て県道都留道志線との接点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

千三百八十二ヘクタール

十一 1 休猟区の名称

長浜大石休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡富士河口湖町長浜地内の文化洞隧道東詰を起点とし、同所から毛無山に通じる登山道を北進し毛無山（標高千五百メートル）に至り、同所から金山に通じる登山道を西進し十二ヶ岳を経て金山（標高千六百八十六メートル）に至り、同所から大石峠に通じる登山道を北進し節刀ヶ岳（標高千七百三十六メートル）に至り、同所から破風山に通じる登山道を東進し大石峠に至り、同所から奥川上流に至る登山道を南東に進み富士河口湖町道一〇〇四号線との交点に至り、同所から同町道を東進し同町道〇一〇八号線との接点に至り、同所から同町道を東進し同町道〇一〇八号線との接点に至り、同所から同町道を東進し、馬場川との交点に至り、同所から同川を南東に進み県道河口湖上九一色線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

4 面積

八百ヘクタール

山梨県告示第五百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。

平成十七年十月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 1 銃猟禁止区域の名称

坊ヶ峰銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

笛吹市境川町坊ヶ峯地内の市道境川二百二十号線と市道境川五号線との接点を起点として、同所から市道境川二百二十号線を南東に進み県道藤袋石和線との接点に至り、同所から同県道を南進し市道境川三百三十九号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道境川二十二号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道境川三百四十三号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道境川三百三十九号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道境川五号線との交点に至り、同所から同市道を道なりに北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

九十八ヘクタール

二 1 銃猟禁止区域の名称

下黒駒銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

笛吹市御坂町下黒駒地内の甲府国際カントリークラブの敷地境界線の外側二百メートルの線により囲まれた区域

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

八十七ヘクタール

三 1 銃猟禁止区域の名称

法能銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

都留市法能地内の愛宕神社の参道と市道法能引野田線との接点を起点とし、同所から同市道を約四百メートル南東及び北東に進み字カーブの北端に至り、同所から尾根を南東に進み通称大桑山（標高六百八十四メートル）に至り、同所から都留カントリークラブ所有地境界線を北東及び南東に進み都留市引野田地内において市道法能引野田線の旧終点（都留カントリークラブ旧管理道路との接点）に至り、同所から東に直進し市道引野田線との接点に至り、同所から同市道を南進し都留カントリークラブ所有地境界線との接点に至り、同所から約二百五十メートル南西に進み都留カントリークラブ所有地境界の尾根に至り、同所から標高点（標高六百七十六メートル）を経て尾根を約二百メートル南進し都留カントリークラブ所有地境界の尾根に至り、同所から同尾根を南西に進み都留市大津に通じる市道との交点を経

て同境界を北西に進み三角点（標高六百八十五・九メートル）に至り、同所から尾根を北及び北東に進み愛宕神社の参道との交点に至り、同所から同参道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

百七十一ヘクタール

四 1 銃猟禁止区域の名称

大萱銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北杜市武川町黒沢地内の黒沢川と市営木綿沢林道との交点を起点とし、同所から同林道を南西に進み市道山高十五号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山高十四号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み九竜沢川との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み同川の始点に至り、同所から淵ヶ沢との分水嶺（標高八百三十五・三メートル）に向かって南西に直進し同分水嶺に至り、同所から淵ヶ沢と黒沢川との合流点に向かって北西に直進し同合流点に至り、同所から黒沢川右岸を北東及び南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

百二十二・八ヘクタール

五 1 銃猟禁止区域の名称

金峰牧場銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

山梨市牧丘町地内の金峰牧場特定地区界（平成三年八月一日国土地理院発行地形

図NI 五十四 三十一 六）により囲まれた区域

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

四十五ヘクタール

六 1 銃猟禁止区域の名称

御手洗川銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

笛吹市一宮町一ノ宮地内の国道二十号線と市道一宮一 五号線との交点を起点と

し、同所から同国道を西進し大石川左岸から百メートル南西の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を北西に進み御手洗川左岸から百メートル南西の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を北西に進み日川左岸から百メートル南西の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を北西に進み国道四百一十一号線との交点に至り、同所から同国道を北進し日川右岸から百メートル北東の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を南東に進み御手洗川右岸から百メートル北東の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を南東に進み大石川右岸から百メートル北東の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を南東に進み市道一宮一 五号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

二十四ヘクタール

七 1 銃猟禁止区域の名称

富士見ふれあいの森公園銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

西八代郡市川三郷町岩間地内の町道岩間屋敷山本線と町道岩間屋敷山塩ノ沢線との接点を起点とし、同所から同町道を西進し町道楠南沖村上野原線との接点に至り、同所から同町道を西進し同町道と沖ノ沢川との接点に至り、同所から同川及び沢を北東に進み同町と南巨摩郡鯉沢町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み堤入川支流に続く沢との接点に至り、同所から同沢及び堤入川支流を南進し堤入川との接点に至り、同所から同川を南東に進み町道岩間富士見公園線との接点に至り、同所から同町道を西及び南西に進み町道岩間屋敷山二号線との接点に至り、同所から同町道と町道岩間屋敷山本線との接点に至り、同所から同町道を南西及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

五十五・一ヘクタール

八 1 銃猟禁止区域の名称

奥山銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南巨摩郡南部町福士地内の大洞沢と町営林道奥山線との交点（奥山橋）を起点とし、同所から同林道を東進し町営林道剣抜大洞線との接点に至り、同所から同林道

を南進し尾根との接点(夕日川橋)に至り、同所から同尾根を北西に進み作業道との接点に至り、同所から同作業道を西進し町営林道剣抜大洞線との接点に至り、同所から同林道を北及び北東に進み白崖沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み大洞沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

六十三・二ヘクタール

九 1 銃猟禁止区域の名称

清里湖銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北杜市高根町清里地内の清里湖の満水時の水面全域

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

十九ヘクタール

十 1 銃猟禁止区域の名称

高根西銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北杜市高根町村山西割地内の県道長坂高根線と市道五町田県営住宅西線との接点を起点とし、同所から同県道を北東及び東に進み市道中学校西線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道西割蔵原線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み農道〇三四〇号線との接点に至り、同所から同農道を南進し農道〇三五二号線との接点に至り、同所から同農道を南進し市道中蔵原小池線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道東尾根志合線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道上黒沢東尾根南線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道北杜八ヶ岳公園線との接点に至り、同所から同県道を北進し市道五町田県営住宅西線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

二百三十三・五ヘクタール

十一 1 銃猟禁止区域の名称

三分一湧水銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北杜市長坂町小荒間地内の三分一湧水口を中心とする半径三百メートルの円で囲まれた区域

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

二十八・三ヘクタール

十二 1 銃猟禁止区域の名称

双葉水辺公園銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

甲斐市下今井地内の双葉水辺公園敷地(釜無川水防資材置場を含む。)境界西端と四ヶ村堰との接点を起点とし、同所から同境界線を北、北東及び東に進み防沢川との接点に至り、同所から同川を南東に進み四ヶ村堰との接点に至り、同所から同堰を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

七ヘクタール

十三 1 銃猟禁止区域の名称

中道下向山銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

東八代郡中道町下向山地内の町道三百四十二号線と町道五十七号線との接点を起点とし、同所から町道五十七号線を東及び南に進み町道十一号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道十五号線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み町道四百七号線との接点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み町道四百三十三号線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道四百一十号線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み町道四百号線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み農道百二十七号線との接点に至り、同所から同農道を北西及び西に進み農道百二十九号線との接点に至り、同所から同農道を南進し町道四百二号線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み町道五十八号線との接点に至り、同所から同町道を南東、北東及び北に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

四十二ヘクタール

十四 1 銃猟禁止区域の名称

長澤銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南アルプス市東南湖地内の市道荻沢・市川大門線と国道百四十号との接点を起点とし、同所から同国道を南東に進み釜無川右岸堤防との交点(三郡橋西端)に至り、同所から同堤防を南西及び南に進み利根川及び坪川にかかるサイクリングロード橋東詰に至り、同所から同橋を西進し同橋西詰に至り、同所から富士川右岸堤防を南進し富士川西部広域農道との交点(富士川大橋西詰)に至り、同所から同農道を北西に進み国道五十二号との接点に至り、同所から同国道を北進し増穂町道甲西増穂線との接点に至り、同所から同町道を東進し南アルプス市道甲西増穂線との接点に至り、同所から同市道を東進し同市道荻沢・市川大門線との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

二百五十一・八ヘクタール

十五 1 銃猟禁止区域の名称

清哲消防防災ヘリポート銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

葦崎市清哲町地内の県営御庵沢小武川林道と山道との接点を起点とし、同所から同山道を南西及び西に進み県営御庵沢小武川林道との接点に至り、同所から同林道を北西、北東、南東及び南に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

十七・八ヘクタール

山梨県告示第五百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

平成十七年十月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

1 特別保護地区の名称

金峰山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

甲府市有林第八林班た小班、第九林班に小班、同林班ほ小班のうち標高二千二百メートル以上の区域、第十七林班ぬ、る、わ、か、よ及びた小班、第十八林班ぬ小班的うち標高二千二百メートル以上の区域、同林班る、わ、か、た、れ、そ及びつ小班、同林班よ小班的うち標高二千三百メートル以上の区域、第十九林班た、れ、そ、つ、ね及びな小班、同林班ら小班的うち標高二千六百メートル以上の区域並びに第二十林班に、ほ及びへ小班

3 特別保護地区の存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

二百五十五ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、金峰山(標高二千五百九十五メートル)を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受け、多様な野生動物植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は二ホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、金峰山山頂付近にコケモモ ハイマツ群集があり、その下部にはシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、部分的にミドリユキザサ、ダケカンバ等の広葉樹林及びフジハタザオ オニタデ群集がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ及びニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等が、小型哺乳類では、オコジョ等が確認され、鳥類では、イワヒバリ、カケス、メボソムシクイ、ルリビタキ、ヒガラ、ホシガラス等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二一 特別保護地区の名称
 鶏冠山特別保護地区
 2 特別保護地区の区域
 県有林第五十七林班及び第五十八林班
 3 特別保護地区の存続期間
 平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
 4 特別保護地区の面積
 三百六十七・五八ヘクタール
 5 特別保護地区の保護に関する指針
 (一) 鳥獣保護区の指定区分
 大規模生息地の保護区
 (二) 特別保護地区の指定目的
 当該地区を含めた地域は、鶏冠山（標高二千百十五メートル）等を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動物植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、二ホンカモシカ保護地域に指定されている。
 当該地域の植生は、鶏冠山及び木賊山（標高二千四百六十八メートル）山頂付近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部で部分的にダケカンバ等の広葉樹林が発達しており、さらにその下部にはクリ及びミズナラの林が分布している。
 また、当該地域の獣類として、大型哺乳類では特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではノウサギ等、小型哺乳類ではニホンリス、オコジヨ等が確認されている。鳥類では、クマタカ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ウグイス等が確認されている。
 以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。
 (三) 特別保護地区の管理方針
 (1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
 (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第五百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号、以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年十月二十七日
 山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称
 豊富村
 二 事業の種類
 (仮称)多目的公園整備事業
 三 起業地
 1 収用の部分 東八代郡豊富村大字木原字山の神及び大字関原字原地内
 2 使用の部分 なし
 四 事業を認定した理由
 1 法第二十条第一号要件
 (仮称)多目的公園整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。
 2 法第二十条第二号要件
 起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。
 また、起業者は、平成十八年二月二十日に中巨摩郡田富町及び同郡玉穂町と合併し、中央市となるが、本事業は新市移行後も継続される事業とされている。
 3 法第二十条第三号要件
 (一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
 本事業は、防災拠点としての機能も備えたグラウンド及び広場並びに憩いの場となる公園を整備する事業である。
 現在主に使用している豊富村農村広場(以下「農村広場」という。)は狭く、駐車場も未整備であるため、スポーツ大会、イベント等を実施するに当たって、住民のニーズに対応できないだけでなく、周辺に交通渋滞が生じてしまう等の問題も多く、以前から住民、体育協会等から新しい施設整備に対する要望があった。更に、豊富村では、スイートコーン収穫祭等の都市住民との交流事業を「道の駅とよみ」及び農村広場で行っているが、スポーツ大会等と時期が重複することが多いため日程調整が難しく、都市住民との交流事業をこれ以上活発に推進することができない状況にある。
 また、起業地の周辺には憩いの場がないため、地域の住民から公園の設置を要望されていた。

一方、豊富村は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されているが、現在防災拠点となつてゐる農村広場が、緊急物資の集積及び貯水の問題に対応できないことから、想定される災害に対応できる施設の整備が求められている。

以上のとおり、グラウンド及び広場、憩いの場並びに防災拠点を整備する必要があるが、豊富村において検討したところ、個別に整備することは財政上及び土地利用上効率的ではないことから、すべての機能を併せ持った施設を整備することが好ましいとの結論に至り、本事業を施行することにしたものである。

本事業が完成すると、スポーツ大会、イベント等の開催に当たり生じていた問題が解決され、地域住民から強い要望がある憩いの場及びふれあいの場が確保される等住民サービスの向上につながると認められ、また、災害時には防災拠点となることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は密集しておらず、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

また、豊富村教育委員会によると、本件起業地内は埋蔵文化財包蔵地であるが、起業地へ編入することに異議はないとのことである。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

豊富村では、住民の健康づくり及び活力ある社会の実現を図る施策としてスポーツ振興に取り組んでいるが、農村広場は狭く、駐車場も未整備であるため、施策の推進に支障を来している。

また、地域住民から憩いの場となる施設の整備が強く要望されている状況である。更に、豊富村は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、防災拠点の整備も必要な状況である。

これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業は、防災拠点としての機能も備えたグラウンド及び広場並びに憩いの場となる公園を整備する事業である。

このため、起業地の範囲は各種スポーツを行うことができる面積をもとに積算した規模とし、広場及び駐車場の面積は、過去に行った各種イベントの参加者数から積算した規模とするともに、災害時には避難所、ヘリポート、仮設住宅建設地等として使用することも考慮する等いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

豊富村教育委員会教育課

山梨県告示第五百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年十月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

田富町

二 事業の種類

田富町農産物直売所建設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 中巨摩郡田富町大字白井阿原字上河原地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件
田富町農産物直売所建設事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件
起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件
(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
本事業は、住民との調和を図りながら、持続可能な循環型農業及び農家の収入の安定化を図るため、田富町内の農家が生産した農産物の直売所を建設する事業である。

田富町は、甲府市に近いことから近年急速に都市化が進行したが、以前から農業及び畜産業が盛んである。しかし、農地と宅地が混在している地域では、悪臭等の環境問題が発生しており、特に畜産農家の周辺では住民問題に発展する等、廃業せざるを得ない畜産農家が増加している。また、田富町によると、冬期から初春期にかけてヒールハウス等の施設で栽培された農作物は、市場価値は高いものの販売ルートを持たないことにより一部の農家の収入が増加しないこと、農業従事者の高齢化、後継者不在等の問題により耕作を放棄する農家が増え、その結果、遊休農地及び荒廃地が増え、美観を損ねている等の問題も発生している。

田富町は、これらの環境問題を解決し、農家の収入の安定を図るための施策として、平成十六年度から農林水産省の補助事業である「経営構造対策事業」を導入している。平成十六年度には、畜産農家を構成員として高品質堆肥生産利用組合を組織し、悪臭問題の解決に向け堆肥製造施設を整備したところであり、この施設により悪臭問題の解決とともに一般農家への安定した堆肥供給が可能となった。平成十七年度には、畜産農家が製造した堆肥を使って生産した農産物を農家が販売する直売所を整備するものである。

本事業が完成すると、循環型農業が可能となるとともに農家の収入安定化を図ることが可能となる。また、一般住民にとっては、環境問題が解決されるとともに

に地元産の農産物を購入することができるようになる等本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益
本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家はなく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較
本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものと決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量
(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件
(一) 申請事業を早期に施行する必要性
本事業は、田富町内の農家が生産した農産物の直売所を建設する事業であるが、背景には住民と農家の間の悪臭等の深刻な環境問題があり、早急に解決する必要がある。このため、平成十六年度に田富町では経営構造対策事業を導入し、持続可能な循環型農業及び農家の収入安定化を図るための施策を推進しているところであり、本事業はその一環として行われるものである。

以上のことから、早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本事業の起業地の範囲は、直売所及び業務スペースについては、必要とされる売場面積及び従業員の事務スペースから積算し、来客用駐車場については、近隣に存する類似施設の推計来客数から積算したものである。施設周辺が農地であることに配慮し、広場、緑地帯及び植栽帯を設置することとしているが、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

<p>● 一般競争入札について</p> <p>次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。</p> <p>平成十七年十月二十七日</p> <p>山梨県工業技術センター所長 手塚芳郎</p> <p>一 一般競争入札に付する事項</p> <p>1 購入物品等の名称及び数量</p> <p>CAD/CAM/CAEシステム 一式</p>	<p>山梨県企業局管理規程第十二号</p> <p>山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成十七年十月二十七日</p> <p>山梨県公営企業管理者 三井弘之</p> <p>山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程</p> <p>山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二山梨県営笛吹川水系発電管理事務所の項中「塩山市」を「甲州市」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成十七年十一月一日から施行する。</p>	<p>（三） 取用する公益上の必要性</p> <p>以上により、本事業は、「土地を取用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。</p> <p>5 結論</p> <p>1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。</p> <p>以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。</p> <p>五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所</p> <p>田富町経済課</p>
<p>その他</p>	<p>購入物品等の仕様等</p> <p>2 入札説明書で定める内容等であること。</p> <p>3 納入期限</p> <p>平成十八年一月十六日</p> <p>4 納入場所</p> <p>山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター</p> <p>5 入札方法</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>二 一般競争入札の参加資格</p> <p>1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。</p> <p>2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。</p> <p>3 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。</p> <p>4 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県工業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号四〇〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター 総務課 電話〇五五 二四三 六一一</p> <p>2 入札説明書の交付方法</p> <p>この公告の日から三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成十七年十一月十六日午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室</p> <p>4 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>平成十七年十二月七日午後一時三十分 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室</p>	<p>企業局</p>

- 5 郵送による入札書の受領期限
平成十七年十二月六日午後四時
- 6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 7 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県工業技術センター所長が認めたる入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金及び契約保証金
免除
 - 3 契約書作成の要否
要
 - 4 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured.
CAD/CAM/CAE System
 - 2 Date and time for tender
1:30PM December 7, 2005
 - 3 Bureau in charge
General Affairs Section, Research Planning & Administration Division,
Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center 2094 Otsu-machi
Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年十月二十七日

山梨県総合教育センター所長 武川和彦

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
教育情報ネットワークサブシステム用機器等 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成十八年三月一日から平成二十二年二月二十八日まで
- 4 納入場所
山梨県総合教育センター所長が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示した借入物品等を確実に納入できると所長が判断した者であること。
- 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手續等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇六〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター管理部 電話〇五五二六一五五七一
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」といふ。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十七年十一月四日（金）午後二時 山梨県総合教育センター（山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地）情報研修室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十七年十月二十八日(金)から平成十七年十一月十八日(金)までの休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総合教育センター管理部に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年十二月六日(火)午後二時 山梨県総合教育センター(山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地) 情報研修室

6 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成十七年十二月五日(月)午後五時までに山梨県総合教育センター管理部(郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地)に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for the Educational Information Network 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM December 6, 2005

3 Bureau in charge

Management Division, Yamanashi Prefectural Education Center,

1456 Naria Misaka-cho, Fuefuki-shi, Yamanashi-ken 406-0801 Japan

TEL 055-262-5571

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番